

くしま de 婚活大作戦委託業務仕様書

1、委託業務名

平成 29 年度くしま de 婚活大作戦委託業務

2、目的

人口減少や少子化の一因となっている未婚化や晩婚化解消を図るため、婚活イベントを開催し、出会いの機会を創出する。なお、イベントについては、串間市の特色を踏まえつつ、男女が自然に交流できるプログラムを組み入れることで、市内在住参加者の地元愛を醸成するとともに、市外在住参加者に串間市の魅力を伝え、定住及び移住推進を図る。

3、業務内容

(1) PR コンテンツの制作

婚活イベント開催を周知するために、PR コンテンツを制作する。制作にあたっての企画立案及び、構成、台本作成、編集など一連の業務を行う。

想定する用途は、テレビやラジオ募集告知、WEB サイトへの掲載等とする。

女性参加者については県内外広報媒体への広告掲載等により広く周知すること。

(2) イベントの企画及び運営管理

下記条件を加味した上で、参加者同士の交際発展に寄与し、成婚に繋がるような仕組みを検討すること。

①実施日程

平成 30 年 3 月中旬までに 1 泊 2 日で実施

②対象

20 歳以上の独身者で、男性は市内居住者、女性は串間市に定住の意思がある者。

③募集定員

男性、女性それぞれ 20 名の計 40 名程度とする。

④イベントの企画・運営・実施

イベントの企画に当たっては、串間市の特色を踏まえつつ、参加を訴求するようなパーティー型イベント及び体験型イベントを開催し、参加者が交流する機会が少しでも多くなるような共同作業やイベント等のプログラムを組み込むこと。また、JR 日南線利用促進のため、JR 日南線を活用した内容を組み込むこと。さらに、みやざき結婚サポートセンターとの連携も図ること。

イベントの開催に必要な会場の確保・設営・撤去・飲食物・必要物品の手配

を行うとともに、女性参加者が宿泊する施設、参加者の移動手段、司会進行の選定及び手配も行うこと。

(3) 事業の成果を追跡するための仕組みの構築

イベント終了後、参加者に対してアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。併せてカップル成立後から成婚までのフォローのシステム構築を検討すること。

4、委託期間

契約締結日から平成30年3月28日まで

5、委託金額

上限額3,750,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6、実績報告について

- (1) 受注者は、業務終了後、速やかに発注者へ報告書を提出すること。
- (2) 報告書の様式は任意とする。
- (3) 報告書には、次に掲げる内容を含むものとする。
 - ア 完了届出書
 - イ 事業報告書（イベント時の写真も含む。）
 - ウ 収支決算書

7、個人情報の取扱いについて

個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律」及び「串間市個人情報保護条例(平成16年7月1日条例第19号)の趣旨を踏まえ、以下のことに留意すること。

- (1) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、発注者が必要と認める範囲内で収集すること。
- (2) 収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように、徹底すること。
- (3) 個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知り得た情報を他の者に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように、徹底すること。
- (4) 収集した個人情報は、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (5) 収集した個人情報は、本事業の実施以後、受注者が実施する同種事業における利用について提供者から同意があった場合に限り、継続利用することができるものとする。ただし、保有する必要がなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報

報については、確実かつ速やかに廃棄又は消去することとする。

8、その他

- (1) 事業の実施にあたっては、受注者は発注者と十分協議し、行うものとする。受注者は、本事業の目的や趣旨を十分に理解した上で、誠意を持って事業遂行するものとする。
- (2) イベントにおける参加者同士の連絡先等の個人情報交換は、参加者本人の責任において行うこととし、これらに伴うトラブルに関して発注者及び受注者はその責を負わないものとする。
- (3) 受注者は、本事業の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、十分な経験と技術力を有する者を従事させるとともに、事業内容を総合的に評価し、有効な婚活支援活動に繋げられるよう、あらかじめ責任者、担当者氏名、実務経験等を発注者に提出し、承認を得ること。
- (4) 受注者は、本事業の遂行に先立ち、あらかじめ詳細なスケジュールを提出し、発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は、本事業の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部を第三者に委託することはでき、その場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。